

文献紹介

『一步進んだ日本語教育概論 実践と研究のダイアログ』

西口光一 監修／ 神吉宇一，嶋津百代，森本郁代，山野上隆史，義永美央子 編著
(2024 年 3 月、大阪大学出版会)

菊池 哲佳

日本語教育についてのあたらしい入門書。2019 年 6 月に日本語教育に関する初めての法律「日本語教育の推進に関する法律」(以下、日本語教育推進法)が公布・施行された。また、近年の日本語教育の法制化・制度化に伴い、日本語教育をめぐる議論はますます活発化している。そのような中で本書は、言語としての日本語の習得を目指す教育をこえて、よりよい社会づくりを視野に入れた日本語教育のあり方について実践と研究の往還から描き出すことを試みている。いずれの章も実践を意識した研究、あるいは研究的な視点から実践を振り返る内容となっていて、さまざまな学びや気づきが得られる。

日本語教育推進法が施行されて 5 年近くが経つが、日本語教育政策は端緒に着いたばかりであり、日本語教育の法制化・制度化は過渡的な状況である。同時にいま、日本語教育政策に関する活発な議論がこれまで以上に求められている局面にあると言えるのではないだろうか。例えば、日本語教育推進法において日本語教育の目的は共生社会の実現にあることが謳われているが、日本語教育を推進することが共生社会の実現にどのようにつながるのか、といった議論は十分でないように思われる。また、日本語教育に関する法制化・制度化は着実に進んでいるものの、政策によって示される方向性と現場の実態に乖離が見られることも少なくない。地域の日本語教育に関して、その一例を挙げたい。わたしは自治体が設置する国際交流協会の職員としてこれまで生活者のための日本語教育に関わってきた。また近年は、文部科学省が実施する「地域日本語教育コーディネーター研修」¹を受託・運営する立場で全国のコーディネーターの実践を聴き、日本語教育を通じて多文化社会や多文化共生社会をどのように構想するかについて対話を重ねてきた。その中で、地域の日本語教育推進にあたっては「日本語教育の参照枠」に基づく数値目標が文部科学省より示されているが、そもそも日本語教育を必要としない就労者にどのようにアプローチと

すべきか、といった議論が十分に行われているとはいえない状況がある。

だからこそ、「対話的に日本語教育のあり方を議論することこそが、共生社会を実現するための日本語教育の基盤づくりにつながる」（神吉 2024：91）、「研究者は、さまざまな関係者と共同してより具体的な提言を行ったり、社会活動にコミットしたりせざるを得ないのではないか」（神吉 2024：94）という本書の提言に深く賛同したい。同時に、実践者も研究的視点を持って自らの実践や実践研究課題を言語化し、社会に発信する必要性を感じている。

本書は入門書という位置づけではあるが、各執筆者がそれぞれの実践・研究を踏まえ、これからの日本語教育を考える上での問題提起やヒントを示しており、ことばの教育に携わる誰もが手に取ってほしい書籍である。

¹ 地域日本語教育コーディネーター研修は 2010 年度より文化庁が実施し、2024 年度からは文部科学省に移管されている。筆者が事務局を務める多文化社会専門職機構（以下、TaSSK）が 2021 年度から地域日本語教育コーディネーター研修の運営を受託している。